

紀美野町高齢者住宅改修補助事業について

(R7.3)

【対象となる改修及び補助】

介護保険の住宅改修を実施する場合で、40万円もしくは、補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額から介護保険の住宅改修適用分を除いた額

(介護保険の住宅改修をする場合で、介護保険の対象となる工事部分で介護保険の給付以上の費用がかかる部分)

20万円を上限として上記金額の全額を補助

【対象者】

下記のすべてに該当する方が、対象となります。

1. 町内に住所を有する65歳以上の方（1世帯に1回の申請のみ）
2. 介護保険による介護、要支援認定されている方
3. 過去に重度身体障害者住宅改修助成事業の助成を受けていない方
4. 日常生活を営むのに支障があり、住宅改修が必要な方
5. 利用者本人が入院又は施設入所（グループホーム入居を含む）していない方
6. 町民税非課税世帯の方
7. 世帯の前年の収入金額の合計額が100万円（世帯の人数が2人以上である場合にあっては、100万円に世帯員のうち1人を除いた人数1人につき40万円を加算した額）以下であること。
8. 世帯の金融資産が350万円に世帯員の人数を乗じて得た額以下であること
9. 世帯に活用できる資産がないこと
10. 対象者が世帯員以外の者から扶養を受けていないこと

【補助対象工事等について】

・補助対象となる工事は、介護保険による住宅改修と同様です。

- * 手すりの取付け
- * 段差の解消
- * 引き戸等への扉の取替え
- * 扉の撤去
- * 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料の変更
- * 洋式便器等への便器の取替え
- * 通路等の傾斜の解消
- * 転落防止柵の設置

・対象となる経費の上限額は40万円ですが、この額から介護保険による額（上限20万円）が差し引かれた残りの額が、補助対象経費となります。ただし1,000円未満を切り捨てる。

〔例〕補助対象工事が36万5千円の場合

介護保険分 20万円 … 保険給付 18万円(90%)、自己負担2万円

当補助事業分 16万5千円 … 補助金 16万円(10/10)、自己負担5千円

【申請手続きについて】

・申請者は、対象者と同じ世帯に属し住宅改修の費用を負担する方に限ります。

交付申請 (提出書類)

- ① 交付申請書
- ② 実施計画書（様式第1号）
- ③ 工事見積書（施工業者からのもの）
- ④ 改修内容が分かる図面（通常は平面図）
- ⑤ 施工箇所の写真（日付の入ったもの）
- ⑥ 世帯全員の前年分町民税非課税を証明する書類
- ⑦ 世帯全員の資産等申告書
- ⑧ 所有者の承諾書の写（借家の場合に必要）

交付決定

書類審査及び現地調査を行った後交付決定を行います。交付決定通知書が届いたら着工していただいて結構です。その際、「工事着手届」を提出してください。

実績報告

(提出書類)

- ①実績報告書
- ②完了報告書 (様式第3号)
- ③工事完了届 (様式第4号)
- ④施工後の図面
- ⑤施工後の写真 (日付入りで施工前の写真と同方向から撮影したもの)
- ⑥施工業者からの請求書及び内訳書
- ⑦領収証

補助金確定

書類審査及び現地調査を行った後、補助金額を確定します。

交付請求

(提出書類) ①交付請求書 (様式第8号) を提出してください。

【問い合わせ先】 紀美野町保健福祉課老人福祉係
総合福祉センター内 (下佐々1408-4)
電話 489-9960 FAX489-6655